

令和6年度 第2回山北町農業委員会総会 会議録					
召集年月日	令和6年5月27日(月)				
召集場所	山北町役場防災対策室				
開・閉会日時	開会	令和6年5月27日 午後1時30分			
	閉会	令和6年5月27日 午後3時30分			
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別		
	1番	磯崎 加代子	○		
	2番	瀬戸 雅弘	○		
	3番	瀬戸 由紀子	○		
	4番	細谷 晋之	○		
	5番	室伏 正裕	○		
	6番	田淵 康男	○		
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○		
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	△		
	推進委員 岸地区	石田 文也	○		
	推進委員 共和地区	和田 一良	○		
	推進委員 清水地区	池田和則	○		
	会議録署名委員	1番	磯崎 加代子	2番	瀬戸 雅弘
出席した事務局	事務局長	事務局員	高橋、中村、瀬戸		
会議に付した案件	別紙のとおり				
会議経過	別紙のとおり				

山北町農業委員会第2回総会会議録

令和6年5月27日

- 1 開会
- 2 議事録署名人
- 3 議案

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

事務局 : それでは農地法5条の規定による許可申請について事務局から説明願います
: 1ページをご覧ください。議案第2号農地法5条第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[]の []㎡です。譲渡人の []から譲受人の []へ所有権を移転します。転用目的は資材置場で転用理由は、自社の機械・資材置場として利用するためです。 []は []を営んでおり、修理する農機具の置くスペースがなく、現在は自宅の横に置いている状況です。

2、3ページが申請書です。3転用計画の(4)をご覧ください。許可後から7月31日まで工事を行います。

4ページ全部事項証明書です。

5、6ページが位置図、拡大図です。 []に申請箇所があります。

7ページが公図です。

8ページが土地利用計画図兼写真方向図です。樹脂製の敷板を7枚敷き資材を置きます。雨水は地面浸透処理を行います。屋根を設置することはありません。

9、10ページが磯崎推進委員に確認していただいた時の写真です。現地は雑草が繁茂しており、所々に竹が生えている状況で耕作している形跡はありませんでした。以上です。

議長 : 現地を確認した磯崎推進委員から何かありますか。

磯崎推進委員 : 現地は、事務局が説明したとおり耕作されている様子はなかった為、影響はないことと思われまます。

議長 : 何か意見等がありますか。

室伏委員 : 土地利用計画どおりに利用されない場合はどうなるのか。

事務局 : 計画が大幅に変更となる場合は、計画変更申請をしていただく必要があります。また工事完了時には完了報告書の提出がありますので、万が一計画どおりに転用されていない場合は指導をします。

議長 : その他特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員)挙手。よって議案第2号は承認されました。続きまして、議案第3号について事務局から説明願います。

事務局 : 11ページをご覧ください。議案第3号農地法5条申請第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、 []の []㎡です。譲渡人の []から譲受人の []に所有権を移転します。転用目的は []

で、転用理由は住宅1棟分の住宅敷地として売り出すためです。

12 ページが申請書です。許可後から令和6年7月15日まで工事を行います。

13、14 ページが全部事項証明書です。

15、16 ページが位置図と拡大図です。から に向かう途中に申請地があります。

17 ページが公図です。

18 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。①・②側に農地があり土砂の流出を防ぐためコンクリートブロック1段積みを行います。雨水は宅地内浸透柵にて処理します。

19、20 ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。以前は、農地として利用されていましたが、生育条件があまり良くなかったため、写真のとおり雑草が繁茂している状況です。以上です。

議長 : 現地を確認した石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 現地は、西側、北側は住宅が建っており、東側には農地がありますがコンクリートブロックで擁壁するため影響はないことと思います。

議長 : 何か意見等がありますか。(特に意見なしの声) 特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第3号は承認されました。続きまして、議案第4号について事務局から説明願います。

事務局 : 21 ページをご覧ください。議案第4号農地法5条申請第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、の
です。貸付人の・から借受人の
に賃貸借権を設定します。

転用目的は仮設作業ヤード及び資材置場で、転用理由は
を行うためです。

22 ページから 24 ページが申請書です。令和6年7月1日から令和6年7月31日まで工事を行います。

25、26 ページが全部事項証明書です。

27、28 ページが位置図と拡大図です。地図上で清水駐在所の川向かいの山に申請箇所があります。

29、30 ページが公図です。

31、32 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。それぞれ2か所ずつボーリング調査を行います。雨水は地面浸透処理を行います。ボーリング調査箇所はそれぞれが5m四方です。

33 ページから 36 ページが池田推進委員に確認していただいた時の写真です。現在はどちらも耕作されている様子はなく①～④の場所には、わらびが繁茂している状況です。⑤～⑧には森林化している状況や放置されているお茶の木がある状況でした。以上です。

議長 : 現地を確認した池田推進委員から何かありますか。

池田推進委員 : 現地は、写真を見てわかるように山中にあります。事務局が説明したとおり一部

お茶が残っている状況です。ボーリング調査をして2年後くらいに鉄塔建設工事を行うと聞いています。耕作されている様子はなかった為、影響はないことと思われます。

議長 : 何か意見等がありますか。(特に意見なしの声) 特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第4号は承認されました。続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局から説明願います。

4 その他

事務局 : 引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。こちらは、農地の相続税の納税猶予を受けている方が3年毎にこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する時に必要な書類です。旧制度では、20年農業経営を行うと納税猶予が確定しますが、新制度では亡くなるまで一生涯農業経営を行う必要があります。農地を荒らさずに農業経営しているか否かを見ていただく必要があります。

37、38 ページをご覧ください。申請者は[]です。対象地は[]の[]㎡です。[]は、旧制度の納税猶予対象者で3年に1度の現地確認は最後となります。納税猶予の確定する前に税務署から現地確認依頼があります。

39、40 ページが位置図、拡大図です。対象地①は[]の隣にあり、対象地②は[]周辺にあり、対象地③は地図上で高[]の南側にあります。

41 ページから 43 ページが公図兼写真方向図です。

44 ページから 46 ページが田淵会長に確認していただいた時の写真です。

①、②、④、⑥では柑橘類の栽培を確認し、③では田んぼ、⑤ではキウイフルーツの栽培を確認しました。雑草を適切に処理されていることを確認しました。以上です。

議長 : 私が推進委員の時に現地を確認したため意見を述べさせていただきます。手入れが行き届いており問題ないことを確認しました。

議長 : 何か意見等がありますか。(特に意見なしの声) 特に意見がなければ、令和5年度の点検評価について事務局から説明願います。

事務局 : 資料のとおり説明。

議長 : 何か意見はありますか。(特に意見なしの声) 意見がなければ令和6年度の目標設定について事務局から説明願います。

事務局 : 資料のとおり説明。

議長 : 何か意見はありますか。(特に意見なしの声) その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は6月25日15時30分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくをお願いします。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(15:30)